

## 令和7年度家畜人工授精師養成講習会（家畜体内受精卵移植：牛）開催計画

### 1 目的

畜産振興の基礎をなす家畜の改良増殖を計画的に推進するため、家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に基づいて行う家畜人工授精師養成講習会において、家畜人工授精に関する技術・知識を習得させ、畜産振興の技術的中核者となる家畜人工授精師を養成することを目的とする。

### 2 開催期間及び期日

- (1) 前期（学科）：令和7年6月12日（木）から6月20日（金）まで 7日間  
 (2) 後期（実習）：令和7年6月23日（月）から7月8日（火）まで 12日間

### 3 開催場所

長野県畜産試験場（長野県塩尻市片丘10931-1）

### 4 受講人員

5名以内

- ※1 家畜人工授精実務ができることが前提の講習会である。  
 ※2 定員を上回る希望があった場合は、受講できないことがある。  
 受講者の優先順位は以下のとおり。  
 ① 県内の授精業務従事者  
 ② ①以外の県内在住者  
 ③ 県外在住者

### 5 講習科目、時間及び講師

区 分	科 目	時 間	講 師
学 科	体内受精卵移植概論	8	畜産試験場
	受精卵の生理及び形態	16	
	体内受精卵の処理及び保存	16	園芸畜産課
	受精卵の移植	8	
実 習	体内受精卵の処理及び保存	50	畜産試験場
	受精卵の移植	26	

### 6 日程

区 分	月 日	科 目	時間
学 科	6月12日（木）～ 6月19日（木）	開講式 学科講義	48
	6月20日（金）	学科修業試験	—
実 習	6月23日（月）～ 7月7日（月）	実習	76
	7月8日（火）	実習修業試験 ・ 閉講式	—

※ 土日は休講

## 7 受講の手続き

家畜人工授精師養成講習会開催要領（平成 18 年 7 月 10 日 18 農生第 26 号農政部長通知）第 8 に基づき受講の手続きを行うものとする。

県内の受講希望者は、次の書類を住所地を所轄する県地域振興局を経由して知事に提出するものとする。

県外の受講希望者は、次の書類を県農政部園芸畜産課宛てに直接提出するものとする。

- (1) 受講申請書（別記様式第 1 号の 2）
- (2) 牛の家畜人工授精師免許証の写し 又は  
牛の家畜人工授精師養成講習会修業試験の合格証明書の写し（別記様式第 2 号の 2）
- (3) 略歴書（別記様式第 3 号）  
本籍地（都道府県名のみ）、住所地、生年月日、最終卒業年次及び職歴等を記載し、申込前 6 ヶ月以内に撮影した上半身脱帽、正面向き、無背景の写真を貼付したもの。
- (4) 所属長等の推薦書（別記様式 4 号）

## 8 受講申請期間

令和 7 年 4 月 21 日（月）から 5 月 9 日（金）まで

（県内の受講希望者は地域振興局、県外の受講希望者は園芸畜産課必着）

## 9 受講者の決定

7 の受講申請に基づき、審査の上受講することが適当と認められるものについては、受講証をもって通知する。

## 10 受講料

家畜人工授精講習会の受講料は 7 2, 0 0 0 円とする。なお、受講料の徴収は、7 で定める受講申請書を受理した後に知事が発行する納入通知書により行うものとする。

受講者は下記のテキストを開講までに各自で用意するものとする。

テキスト：家畜人工授精講習会テキスト（家畜体内受精卵・家畜体外受精卵移植編）  
発行及び問い合わせ先：（一社）日本家畜人工授精師協会

なお、受講料納付後の返金を行わない。

## 11 修業試験の実施

5 で定めた科目を受講し、かつ、その受講時間数が、学科にあっては 39 時間、実習にあっては 61 時間の受講時間数に達した者は、修業試験を受験することができる。

## 12 合格基準

修業試験の合格基準は、1 0 0 点満点で全科目平均 6 0 点以上とする。ただし、次の者は不合格とする。

- (1) 5 0 点未満の科目が 2 科目以上ある者。
- (2) 4 0 点以下の科目がある者。

## 13 その他

### (1) 実習中の事故に対する保険

実習期間中の事故に備え、受講者は保険に加入すること。対応可能な保険及び具体的な加入日時については、受講決定後に通知する（3, 000 円程度の自己負担予定）。

なお、既に保険に加入している者は別途加入の必要はない。

### (2) 講習期間中の宿泊先

宿泊施設（ホテル・旅館）は受講者各自で手配すること。